

人権って何

子どもの権利と外国人の権利についてリアルストリーで考えよう

金昌浩弁護士(本会奨学生OB)

私たちと国際人権法

皆さん、こんにちは。昨日から盛り上がりがありますね。私は在日コリアン3世で、父が2世で母が1世です。父が韓国に留学して母と出会い、結婚して日本に戻り、私が生まれました。父親は民族意識に強いこだわりを持つ人で、自然とキム・チャンホという本名で

育ちました。小学校に入るとき、両親は朝鮮学校に行かせるか日本に学校に行かせるか議論したようですが、一番近い朝鮮学校まで車で1時間以上かかるので、日本の学校に行くことになりました。それから大学まで日本の学校に通いました。高校から大学まで朝鮮奨学会の奨学生でしたが、キャンパスには来られなかったため、参加するのは初めてです。

弁護士になるためには、今の制度では大学卒業後にロースクールに2〜3年行つて、司法試験を受け、研修を1年ほど行います。

在日コリアンが弁護士になれるようになったのはいつ頃からかわかりませんが、実は私の父親、金敬得が在日コリアンで初めて弁護士になった人です。もう亡くなつて十年以上たちます。早稲田大学を卒業して新聞記者になったかったのですが、在日を探つてくれる新聞社は一社もなかったようです。当時は一流の上場企業などに在日は就職できなかった時代でした。父は、それまで日本の名前を使つて日本社会に溶け込んでいくことと

思っていたのですが、それが難しいことを知つて弁護士を目指しました。

当時、外国籍でも司法試験を受けることはできました。ところが合格しても、司法研修所に入るためには日本国籍の取得が条件となっていました。私の父親は、1976年に司法試験に合格し、国籍を保持したまま在日のために貢献したいと、抗議して戦う姿勢を示したところ、1977年に最高裁判所が外国籍でも司法研修所に入つてよいという決定をしました。2年の研修が終わつて弁護士になったのが1979年です。今は韓国籍・朝鮮籍の弁護士だけで百人以上いますし、毎年5人以上の弁護士が誕生しています。

私の専門は国際人権法という分野です。実は遠い世界の話ではなく、皆さんの生活にも関係するのです。1980年代までは、公営住宅には日本国籍のしか入居できませんでした。この中で、スポーツをやっている人はいますか。1981年まで、実力があつても国体には参加できませんでした。

1982年までは、国民年金には加入できないし、児童手当をもらえませんでした。できるようになったのは、私たちの親の世代が頑張って運動したこともあるのですが、もう一つの理由が国際人権法に絡むのです。

国際人権法に自由権規約や社会権規約という条約があり、差別をしてはいけないと書かれています。また、戦争や政治的迫害などの理由でその国に住めなくなった人たちを保護する難民条約に、外国人である難民と内国人との間で権利を平等に扱わなければならないという条項があります。日本が自由権規約と社会権規約に加入したのが1979年、難民条約は1982年です。外国籍を差別すると国際社会で顔が立たないという理由もあり、様々な国籍条項が廃止されました。

私が取り組んでいるのは、国際人権法を使つて、在日に関する人権問題を少しでも解決することです。人権侵害を訴えても国が知らぬ存ぜぬでブロックしてしまうようなとき、他国や国際連合に情報